

(仮称) ウィンドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書に対する 三重県環境影響評価委員会 調査審議結果 (答申)

(総括的事項)

- 1 本事業については、計画段階環境配慮書に対する知事意見において、「再生可能エネルギーの導入・普及に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである一方、布引山地に残された、豊かな自然環境である広大な山林を開発するものであり、特に自然環境、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。自然環境を犠牲にしてもなお事業を実施する必要があることを明確にし、方法書に記載すること。」と述べたところであるが、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）における事業者の見解は、二酸化炭素抑制効果に関することのみについて述べたものであり、生物多様性の保全、土砂災害防止、水源かん養、憩いの場の提供、良好な景観の形成などの自然環境が有する多面的機能についての視点が欠けている。

環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）においては、このような多面的機能を踏まえた上で、本事業の必要性について示すとともに、事業が環境に及ぼす影響を十分に調査、予測及び評価し、その結果、重大な環境影響が予測された場合には、影響を回避又は極力低減できるよう、事業規模の縮小を含めて検討すること。

- 2 本事業については、地域住民から、騒音、土砂災害、生態系、景観等への影響について、事業を不安視する意見や反対する意見が数多く寄せられており、また関係市長からは、「対象事業実施区域の周辺には、東側に近接して地域のランドマークとなっている経ヶ峰があり」「経ヶ峰の眺望景観に極めて重大な影響を及ぼすものと考えられる状況や、環境影響評価における重要な関係者である地域住民の中に本事業の実施を懸念する非常に多くの声がある状況下においては、再生可能エネルギーの普及促進や地球温暖化対策の推進のほか、森林区域における土地の有効活用や地域の活性化などの観点から有用な事業であることを勘案しても、環境保全の見地から本事業計画を是認できるものではない。」等の事業による重大な影響を懸念する意見が述べられている。

これらに留意し、関係市と十分な協議を行うとともに、資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、地域住民等と十分なコミュニケーションを図る等、不安の払しょく及び不満の解消に最大限努めること。

- 3 本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、多くの風力発電設備が既に稼働中であり、また他事業者においても風力発電事業の環境影響評価手続を実施中であることから、それらの風力発電設備、取付道路及び送電設備等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）のうち、本事業との累積的な環境影響が懸念されるものについて、環境影響評価図書等の公開情報の収集や他事業者との情報交換等に努め、累積的な環境影響について適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）について検討すること。

- 4 風力発電設備の機種を選定及び配置の検討にあたっては、単機出力及び基数の見直しも含めて検討し、環境影響を回避又は極力低減すること。
- 5 本事業の方法書においては、風力発電設備等の配置等が示されていないことから、今後、それらを確定させ準備書に記載するとともに、それらの決定により新たな事情が生じた場合は、環境影響評価項目の追加や、予測及び評価の手法を変更する等、適切に対応すること。
- 6 上記のほか、準備書の作成までに環境影響評価の項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、項目及び手法を見直し、追加調査を実施すること。
- 7 調査、予測及び評価を行うにあたっては、既存の文献、類似事例等を参考にしながら、環境影響について可能な限り定量的な把握に努めるとともに、知見が不十分で予測、評価に不確実性を伴う場合には、事後調査を計画すること。
- 8 環境保全措置の検討にあたっては、同様の事業で公開されている事後調査結果等を参考として、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(個別的事項)

1 騒音及び超低周波音

- (1) 風力発電設備の選定にあたっては、純音性成分を含まない機種を選定するよう努めること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺にハイキングコースや山小屋等が存在することから、その利用者や管理者に対する騒音等の影響についても評価の対象とし、影響を回避又は極力低減すること。

2 水質

対象事業実施区域には、水源かん養保安林が多く存在し、周辺には多くの水源が存在することから、風力発電設備の基礎の設置、管理用道路の造成等により、水源への影響が懸念される。

河川水量だけでなく、地下水の水量に対する影響についても評価の対象とし、水量及び水質に対する影響を回避又は極力低減すること。

3 地形及び地質

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、砂防指定地、土石流危険溪流、崩落土砂流出危険地区等が存在しており、風力発電設備等の設置に伴う土地の改変により、土砂の崩落及び流出による水環境、植物及び生態系等への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討にあたっては、土壌及び土地の安定性についての十分な調査を行うとともに、切土量及び盛土量を可能な限り少量化することで、土地の改変による水環境、植物及び生態系等への影響を回避又は極力低減すること。

- (2) 施設の設置、土地の造成に伴って発生する建設残土については、準備書において処理計画を示すとともに、処理に伴う環境影響について、適切に予測・評価すること。

4 動物、生態系

- (1) 動物及び生態系の調査にあたっては、地域の生態系への影響を事後調査により定量的に推定できるよう、供用前後で生態系注目種の餌資源量を比較可能な調査手法により実施すること。

- (2) 鳥類の風力発電設備への衝突確率については、現地調査におけるそれらの種の活動時間を正しく反映した上で、複数の計算モデル及び回避率を用いて算出するとともに、既存の文献や専門家の知見から得られる種ごとの寿命や繁殖成功率等を元に影響を定量的に評価すること。

また、風力発電設備の配置等の検討にあたっては、あらかじめ設定した衝突確率の基準を超えないように配置等を定めること。

- (3) 鳥類及びコウモリの渡りの経路は年や個体によって変動があり、また、既知の渡り経路図は少数の個体の情報に基づいているため、専門家及び関係諸団体の意見を聴いたうえで、十分な調査を実施すること。

- (4) バードストライク及びバットストライクを回避するため、風車の彩色、警報音の発信、カットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時のフェザリング（風力発電設備のブレードを風に対して並行にすること）の実施等の措置を十分に検討すること。

また、調査並びに専門家及び関係諸団体から得られた鳥類及びコウモリの渡りの時期の情報を活用し、バードストライク及びバットストライクが発生する可能性が高い時期において、一時的に風車を停止させる措置について検討すること。

5 生態系

- (1) 生態系の典型性の注目種について、現存量の多い植生についても対象とすること。また、予測及び評価にあたっては、注目種及び群集への影響のみならず、生態系全体に対する影響についても検討すること。

- (2) 生態系の上位性の注目種のクマタカについて、「営巣環境」「採餌環境」「餌資源量」の変化だけでなく、それらが風力発電設備を回避することによる下位の種への影響についての予測・評価を検討すること。

6 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

風力発電設備等の設置による景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響については、地域住民等から、周囲の居住地域から経ヶ峰を望む景観や、山頂等からの景観及びハイキングコースに支障が生じることを理由とする反対意見が非常に多く寄せられており、また関係市長からも「極めて重大な影響を及ぼすことが懸念される」との意見が述べられているとおり、重大な影響が懸念される。

このため、垂直見込角1度未満の居住地域やハイキングコースからの景観についても調査の対象とすること。

また、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響については、客観的な評価の基準を明らかにしたうえで、予測・評価を行うとともに、風力発電設備等の配置にあたっては、スカイライン（山並みの輪郭線）を保全する等、影響を最大限回避又は低減すること。